

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五七）

〔告 示〕

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務四八八）

○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件（法務四〇三）

○経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約へのパプアニューギニアの加入に関する件（外務五〇六）

○市民的及び政治的権利に関する国際規約へのパプアニューギニアの加入に関する件（同五〇七）

○インドにおけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同五〇八）

○国立博物館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパングラデシユ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同五〇九）

○高年齢者職業経験活用センターを指定した件の一部を改正する件（厚生労働四四一）

○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（農林水産一三七八）

○植物防疫法第八條第一項の規定に基づき、同項の検査の対象から除外する検疫有害動植物を指定する件の一部を改正する件（同一三七九）

○家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（同一三八〇）

○ガス事業法第三十六條の二十一の規定に基づき、登録ガス工作物検査機関の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があつた件（経済産業一九六）

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一〇三六、一〇三七）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（同一〇三八）

○国土調査として指定した件（同一〇三九）

○砂防法第二條の土地を指定する件（同一〇四〇、一〇四二）

○航路標識に関する件（海上保安庁二三一、二四二）

○水路測量の実施に関する件（同一四二）

〔国会事項〕

内閣 内閣府 農林水産省 国土交通省 海上保安庁 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示、建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
厚生年金基金変更関係
会社その他

省 令

○農林水産省令第五十七号
植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
第五條の二第一項、第六條第二項、第七條第一項
第一号、第十六條の二第一項及び第十六條の三第
一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部
を改正する省令を次のように定める。
平成二十年九月四日

農林水産大臣 太田 誠一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第一号中「アズキンウムシ」の下に
「アナナスシロカイガラムシ」を、「オナガミズ
アオ」の下に、「オンシツマルカイガラムシ」を、
「カメノコハムシ」の下に、「カンザワハダニ、
キイロハナアザミウマ」を、「ノギリヒラタムシ」
の下に、「バイナツブルクローマルカイガラムシ」
を加え、同条第二号中「アルマテラ・リトセアエ
」の下に、「オドントロクソサマリソポットウ
イルス」を、「ゲオトリカム・カンディダム」の下
に、「シンピジウムモザイクウイルス」を加える。

別表一の一の項植物の欄中「てんさい」を「き
くぼう、てんさい、にんじん」に改め、同表二
の項地域の欄中「イスラエル、イラク、イラン、
大韓民国、トルコ、パキスタン」を「大韓民国、
パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トル
コ」に改め、「アイルランド」の下に、「アゼルバ
イジャン、アルバニア、アルメニア」を、「イタリ
ア」の下に、「ウクライナ、ウズベキスタン」を、
「同じ」の下に、「エストニア」を、「オランダ」
の下に、「カザフスタン」を、「ギリシャ」の下に
「キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ」
を、「スイス」の下に、「スロバキア、スロベニア、セル
ビア、タジキスタン、チェコ」を、「ドイツ」の下
に、「トルクメニスタン、ハンガリー」を、「ブル
ガリア」の下に、「ベラルーシ」を、「ポーランド」
の下に、「ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニ
ア、ニューギニア共和国、モルドバ、モンテネ
グロ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエ
ト連邦、旧チェコスロバキア、旧ユーゴスラビア」
を「ロシア、カボヴェルデ」に改め、「メキシ
コ」を削り、「チリ」の下に、「ペルー、メキシコ」

を削り、「チリ」の下に、「ペルー、メキシコ」

を加え、同表四の項地域の欄中「インド」の下に「アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「エストニア」を、「オランダ」の下に「カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン」を加え、「旧ソビエト連邦」を「ベラルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア」に改め、「メキシコ」を削り、「リトアニア」の下に「メキシコ」を加え、同表五の項地域の欄中「オマーン」を削り、「マレーシア」の下に「オマーン」を、「ベルギー」の下に「ポランド」を加え、「ザイル」を「コンゴ民主共和国」に、「エルサルバドル、カナダ」を「カナダ、エクアドル、エルサルバドル」に改め、「コスタリカ」の下に「コロンビア」を、「ジャマイカ」の下に「スリナム」を、「プエルトリコ」の下に「ブラジル、ベネズエラ」を、「ペルー」の下に「ペルー」を加え、「エクアドル、コロンビア、スリナム、ブラジル、ベネズエラ、ペルー」を削り、「トンガ、西サモア」を「サモア、トンガ」に改め、同表六の項地域の欄中「中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）、台湾」を「台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）、アゼルバイジャン、アルメニア」に改め、「イタリヤ」の下に「ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「エストニア」を、「オランダ」の下に「カザフスタン、キルギス、グルジア、スロバキア、タジキスタン、チェコ」を、「ドイツ」の下に「トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエト連邦、旧チエコスロバキア」を「ロシア」に改め、同表七の項地域の欄中「トルコ」の下に「アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン」を、「ギリシャ」の下に「キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「スロベニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン」を、「ブルガリア」の下に「ベラルーシ」を、「ベルギー」の下に「ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエト連邦、旧ユーゴスラビア」を「ロシア」に改め、「メキシコ」を削り、「ベネズエラ」の下に「メキシコ」を加え、同表八の項地域の欄中「イスラエル」を削り、「中華人民共和国」の下に「イスラエル」を加え、同表九の項地域の欄中「カナダ」の下に「ガイアナ」を、「プエル

トリコ」の下に「ペルー」を加え、「ガイアナ、ペルー」を削り、同表十一の項地域の欄中「イラン、シリア、中華人民共和国」を「中華人民共和国、イラン、シリア」に改め、同表十二の項地域の欄中「シリア、中華人民共和国」を「中華人民共和国、シリア」に改める。
別表二の項地域の欄中「キプロス」を削り、「オランダ」の下に「キプロス」を、「ギリシャ」の下に「クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「スロベニア、セルビア」を、「ベルギー」の下に「ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「ポルトガル」の下に「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の下に「旧ユーゴスラビア、ユーゴスラビア」を「モンテネグロ、アフリカ、パミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル」に改め、「コスタリカ」の下に「コロンビア」を、「ニカリヤ共和国及びプエルトリコを除く。」を「パナマ」の下に「パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア」を加え、「アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ボリビア、パミューダ諸島、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）」を「ニカリヤ共和国、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く。）」を削り、同表二の項地域の欄中「同じ」を「ネパール」を、「フィリピン」の下に「プータン」を加え、同表三の項地域の欄中「仏領ポリネシア」を「フランス領ポリネシア」に改め、同表四の項地域の欄中「タンザニア」の下に「モリシヤス、レユニオン」を加え、同表五の項地域の欄中「アフガニスタン」を「インド、中華人民共和国、パキスタン、ミャンマー、アフガニスタン」に、「インド、キプロス、シリア、中華人民共和国、トルコ、パキスタン、ミャンマー」を「シリア、トルコ」に、「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、アフリカ州」を「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、アフリカ州」に、「ヨーロッパ州を除く、西インド諸島を含む、南アメリカ州」を「アフリカ、北米（カナダを除く）、南アメリカ州」に改め、同表七の項地域の欄中「北アメリカ州（カナダを除く、西インド諸島を含む）、南アメリカ州」を「北米（カナダを除く）、中南米」に改め、同表八の項地域の欄中「トルコ、南アメリカ州」を「北米（カナダを除く）、中南米」に改め、同表九の項地域の欄中「トルコ、南アメリカ州」を「トルコ、南アメリカ州、アルバニア及びギリシャを除く。）、旧ソビエト連邦」を「トルコ、ギリシャ、アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。）、アルジェリア、チュニジア」に改め、同表九の項地域

の欄中「ギリシャ」の下に「クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ」を、「ベルギー」の下に「ボスニア・ヘルツェゴビナ」を、「ポルトガル」の下に「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ」を加え、「旧チエコスロバキア、旧ユーゴスラビア」を削り、同表十の項地域の欄中「イスラエル、インド」を「インド、イスラエル」に改め、「アイルランド」の下に「アゼルバイジャン、アルメニア」を、「イタリヤ」の下に「ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「エストニア」を、「オランダ」の下に「トルクメニスタン」を、「ドイツ」の下に「トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「ベラルーシ」を、「ポランド」の下に「モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエト連邦」を「ロシア」に、「北アメリカ州（西インド諸島を除く。）」を「北米」に改め、「アルゼンチン」の下に「エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ」を、「ボリビア」の下に「ホンジュラス、メキシコ」を加え、同表十一の項地域の欄中「キプロス」を「パキスタン」に改め、「アイルランド」の下に「アゼルバイジャン、アルメニア」を、「イタリヤ」の下に「ウクライナ、ウズベキスタン」を、「英国」の下に「エストニア」を、「オランダ」の下に「カザフスタン、キルギス、グルジア」を、「スペイン」の下に「タジキスタン」を、「ドイツ」の下に「トルクメニスタン」を、「フランス」の下に「ベラルーシ」を、「ポランド」の下に「モルドバ、ラトビア、リトアニア」を加え、「旧ソビエト連邦」を「ロシア」に、「チリ」の下に「パナマ」を加え、同表十二の項地域の欄中「アラブ首長国連邦」を「ミャンマー、アラブ首長国連邦」に改め、「ミャンマー」を削り、「ヨーロッパ州（オランダを除く。）」を削り、「ヨーロッパ州（オランダを除く。）」を「旧ソビエト連邦」を「欧州（オランダ及びキプロスを除く。）」に、「エルサルバドル、カナダ」を「ナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル」に改め、「ドミニカ共和国」の下に「ニカラグア」を、「プエルトリコ」の下に「ブラジル、ベネズエラ」を加え、「ニカラグア、メキシコ、アルゼンチン、ウルグアイ、ブラジル、ベネズエラ」を「メキシコ」に改め、同表十四の項地域の欄中「ヨーロッパ州、旧ソビエト連邦、北アメリカ州（西インド諸島を除く。）」を「欧州（キプロスを

除く。）、北米、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ」に改め、同表十六の項地域の欄中「キプロス」を削り、「オランダ」の下に「キプロス」を、「ギリシャ」の下に「クロアチア、コソボ」を、「スペイン」の下に「スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ」を、「ポルトガル」の下に「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を、「モルドバ」の下に「モンテネグロ」を加え、「ルクセンブルク」を「ルーマニア、旧チエコスロバキア、旧ユーゴスラビア」に改め、同表十七の項地域の欄中「イエメン」及び「サウジアラビア」を削り、「ネパール」の下に「パキスタン」を加え、「アフリカ州」を「イエメン、サウジアラビア、アフリカ」に改め、同項植物の欄中「パルサモシトラス・ダウイ」の下に「ミクロシトラス・アウストラシカ」を加え、同表の付表第二中「オーストラリア連邦」を「オーストラリア」に改め、同表の付表第三中「オランダ王国」を「オランダ」に改め、同表の付表第五中「スワジランド王国」を「スワジランド」に改め、同表の付表第七中「オーストラリア連邦」を「オーストラリア」に改め、同表の付表第八中「スペイン国」を「スペイン」に改め、同表の付表第十二及び第十五中「フィリピン共和国」を「フィリピン」に改め、同表の付表第十七中「タイ王国」を「タイ」に改め、同表の付表第三十一中「フランス共和国」を「フランス」に改め、同表の付表第三十五中「コロンビア共和国」を「コロンビア」に改め、同表の付表第三十八中「チリ共和国」を「チリ」に改め、同表の付表第三十九中「アルゼンチン共和国」を「アルゼンチン」に改め、同表の付表第四十中「タイ王国」を「タイ」に改め、同表の付表第四十二中「ベルギー王国」を「ベルギー」に改め、同表の付表第四十五中「イタリヤ共和国」を「イタリヤ」に改め、同表の付表第四十七中「メキシコ合衆国」を「メキシコ」に改める。
別表三の五の項植物の欄及び同表六の項植物の欄中「ベルノキ」の下に「ミクロシトラス・アウストラシカ」を加える。
別表六の五の項植物の欄及び同表六の項植物の欄中「パルサモシトラス・ダウイ」の下に「ミクロシトラス・アウストラシカ」を加える。

附則
この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。